

各 位

平成30年6月25日

信用組合 愛知商銀

不祥事件の発生のお知らせとお詫びについて

この度、まことに遺憾ながら当組合におきまして、元職員による不祥事件が2件発生いたしました。本件の概要は下記のとおりです。信用を第一とし、社会的、公共的な役割を果たすべき金融機関としてこのような事態を招いたことについて、役職員一同深く反省すると共に、被害に遭われたお客さまをはじめ、日ごろからご愛顧やご支援を賜っておりますお客さま、地域や組合員の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。今回の不祥事件発生を厳粛に受け止め、皆さまからの信頼回復に向けて、再発防止に向け全力で取り組んでまいり所存でございます。

記

1. 事件の概要

事件1

発生店	豊橋支店・柴田支店
発覚日	平成30年2月5日（月）
事故者	渉外職員（男性30歳）
発生期間	平成29年1月25日～平成30年1月31日
事故金額	37,190千円（実質事故金額：10,289千円）
発覚の端緒	お客さまからの問い合わせ
事件の概要	・定期預金作成のために預かった現金、解約金の現金を着服。 ・定期積金掛金入金のために預かった現金、解約金の現金を着服。 ・普通預金への入金のために預かった現金を着服。
実損額	なし（事故者の家族により全額弁済されております。）

事件2

発生店	本店営業部
発覚日	平成30年5月1日（火）
事故者	店内役務者（男性40歳）
発生期間	平成27年9月22日～平成30年3月22日
事故金額	13,703千円（実質事故金額：13,703千円）
発覚の端緒	お客さまからの問い合わせ
事件の概要	・定期預金作成のために預かった現金、解約金の現金を着服。 ・普通預金から出金した現金を着服。
実損額	なし（事故者の家族により全額弁済されております。）

2. ご迷惑をおかけしたお客さまへの対応

対象となるすべてのお客さまに対して、事情を説明のうえ、ご迷惑をお掛けしたことについて謝罪し、すべて原状に復しております。

3. 関係当局への届出

本事件については、既に警察に連絡するとともに、監督官庁等関係機関へ報告しております。

4. 人事処分

- ・当該2名の元職員については、懲戒解雇といたしました。
- ・事件1・2に関する管理責任者につきましても管理・監督責任を明確にした上で厳正な人事処分を行いました。

また、今回の事件を重く受け止め、理事長をはじめとする経営陣についても報酬の自主返納を実施いたしました。

5. 今後の対応

当組合はお客さまや地域社会の信頼にお応えするため、信用組合の社会的責任と公共的使命を常に自覚し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして組合運営を遂行してまいりましたが、このような事件を発生させたことに対して、これまでの取組が不十分であったことを深く反省しております。

今般の不祥事件を厳粛に受け止め、今後は二度とこのような事件を起こさないようコンプライアンス意識の更なる向上とともに、内部管理態勢の一層の充実・強化に向けて、役職員一同全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、再発防止の一環として以下の取扱いを徹底するため、あわせて公表いたします。

【お客さまからの定期積金集金時の取扱いについて】

1. 定期積金集金時にお客さまより定期積金証書のご呈示があった場合は、定期積金証書の該当回次欄に集金の証として、当組合指定の日付入り領収印を押印します。
2. 定期積金集金時にお客さまより定期積金証書のご呈示がなかった場合は、上記領収印に代え、集金の証として、当組合指定の受取書を交付します。

※1 上記 2. の場合は次回訪問時に定期積金証書をお預り（受取書を交付）し、別途領収済印を押印（日付は手書きになります）したうえでご返却させていただきます。

※2 組合都合により定期積金証書へ領収印が押印できない場合であっても、領収印の代わりに係印（ネーム印）を押印することはありません。

その場で定期積金証書をお預り（受取書を交付）し、別途領収済印を押印（日付は手書きになります）したうえでご返却させていただきます。

6. 本件に関するお問い合わせ先

信用組合 愛知商銀 総合企画部

TEL：052-451-5145（平日9:00～17:30）